

堺市指定管理者候補者選定委員会規則及び堺市子ども青少年局児童福祉施設等施設整備審査会規則の一部を改正する規則

(堺市指定管理者候補者選定委員会規則の一部改正)

第1条 堺市指定管理者候補者選定委員会規則（平成25年規則第7号）の一部を次のように改正する。

第1条第6号を次のように改める。

(6) 堺市子ども青少年局指定管理者候補者選定委員会

(堺市子ども青少年局児童福祉施設等施設整備審査会規則の一部改正)

第2条 堺市子ども青少年局児童福祉施設等施設整備審査会規則（平成25年規則第22号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

堺市子ども青少年局児童福祉施設等施設整備審査会規則

第1条中「堺市子ども青少年局児童福祉施設等施設整備審査会」を「堺市子ども青少年局児童福祉施設等施設整備審査会」に改める。

第9条中「子ども企画課」を「こども企画課」に改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。